

軽費老人ホーム ケアハウス 愛楽園

重要事項説明書

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、「群馬県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、ケアハウス入居契約締結に際して、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設について.....	1
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当施設が提供するサービスの内容等について.....	2
6. 利用料金.....	4
7. 利用料金等の請求及び支払い方法について.....	4
8. 協力医療機関等.....	5
9. 施設利用の留意事項.....	6
10. 衛生管理等.....	7
11. 緊急時の対応方法について.....	7
12. 事故発生時の対応方法について.....	7
13. 非常災害時対策.....	7
14. 苦情の受付.....	8
15. 秘密の保持と個人情報の保護.....	8
16. 虐待の防止について.....	8
17. 身体拘束の防止について.....	9
18. サービス提供の記録.....	9
19. 契約の終了について.....	9
20. 居室の明け渡しについて.....	10

1. 施設経営法人

事業者称	社会福祉法人 明光会
代表者氏名	理事長 大澤 正明
法人所在地	群馬県太田市亀岡町280
連絡先	電話 0276-52-5002
法人設立年月日	平成 2年 9月 14日

2. ご利用施設について

(1) 施設の所在地等

施設名称	ケアハウス 愛楽園
事業の種類	軽費老人ホーム（ケアハウス）
施設所在地	群馬県太田市亀岡町280
連絡先	電話 0276-52-5033
施設長名	大澤 敏明
開設年月日	平成 3年 11月 1日
入居定員	30人

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的 と 運営の方針	当施設にあっては、施設は、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められ、かつ、家族の援助を受けることが困難な者（以下「入居者」という。）に対して、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜、その他日常生活上必要な便宜を提供することにより、安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指す。施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ってサービスの提供を行うよう努める。施設は、地域や家庭との結び付きを重視し、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員によって、適切なサービスを提供しつつ、市町村、高齢者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
---------------------	--

(3) 施設窓口の営業日及び営業時間

営業日	年中無休
営業時間	8時30分から17時30分まで

3. 居室の概要

居室等の概要

居室の種類	室数	備考
個室（1人居室）	24室	1階2室 2階8室 3階8室 4階6室
2人居室	3室	2階1室 3階1室 4階1室
食堂・娯楽室	1室	1階
浴室	1室	1階
洗濯室	4室	各階
面談室	1室	1階
宿直室	1室	1階

4. 職員の配置状況

職員の配置状況

職名	常勤	勤務体制	備考
施設長	(1名)	8:30～17:30	特養と兼務
生活相談員	1名	8:30～17:30	
介護職員	1名	8:30～17:30	
管理栄養士	(1名)	8:30～17:30	特養と兼務
調理員	2名	8:30～17:30	
宿直員	1名/日	17:30～8:30	

5. 当施設が提供するサービスの内容等について

(1) 提供するサービスの内容について

サービスの種類	サービスの内容
相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行なう。 当施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保できるよう努める。 当施設は、要介護認定の申請等入居者が日常生活を送るために必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者本人又はその家族が行うことが困難である場合には、その意思を踏まえて速やかに必要な支援を行う。

食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、管理栄養士が入居者の心身の状況及び嗜好に応じて、適切な栄養量、内容及び時間に提供します。 ・下記の食事時間に、1階食堂にて提供いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 朝食 8：00 ～ 9：00 ○ 昼食 12：00 ～ 13：00 ○ 夕食 18：00 ～ 19：00 ・一時的な疾病等により、食堂にて食事することが困難な入居者に対しては、居室において食事を提供するなど必要な配慮を致します。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴は2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供することにより入居者の清潔の保持に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 入浴日 月曜日・水曜日・金曜日・日曜日 (シャワーは毎日利用可能) ○ 入浴時間 <ul style="list-style-type: none"> ▶月曜日・金曜日 女性：14：30 ～ 16：00 男性：16：00 ～ 17：30 ▶水曜日・日曜日 男性：14：30 ～ 16：00 女性：16：00 ～ 17：30
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入居者が日常生活を送る上での1日当たりの日課やレクリエーション及び年間行事等を提供いたします。また入居者からの要望に考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するように努める。
居宅サービスの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入居者が要介護状態等になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行う。
定期健康診断受診の機会	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、健康診断を受ける機会を提供し、その記録の保存健康の保持に努めます。

(2) 施設職員の禁止行為

当施設の職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

①医療行為

②入居者又は家族の金銭、預貯金通帳、などの預かり

③入居者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④身体拘束その他入居者の行動を制限する行為

(入居者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

⑤その他入居者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6. 利用料金

当施設では、次の費用の額の支払いを受けるものとします。

サービスの提供に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営のための人件費、事務費等にあたる費用です。 前年度の収入によって金額が異なります。対象収入は、収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入のことをいいます。 ご夫婦で入居する場合は特例があります。(詳細別途) 	費用は別紙のとおり (群馬県基準)
生活費	<ul style="list-style-type: none"> 食材料費と共用部分に係る光熱水費に関する費用です。 11月～3月は、冬期加算が追加となります。 	費用は別紙のとおり (群馬県基準)
居住に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> 家賃にあたる費用です。 個室又は2人居室の各月額料金をお支払い頂きます。2人居室を1人で利用される場合は、()の月額料金となります。 	居室(1人居室) 13800円/月 2人居室 27600円/月 (23460円/月)
居室に係る光熱費	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金 電気代 電話代 	1200円/月(一律) 基本料 1700円/月+使用料 基本料 350円/月+使用料
入居者が選定する特別なサービスの提供を行った場合に必要となる費用	<ul style="list-style-type: none"> 理美容代 駐車場代 通院付添い代 クラブ活動等の材料費 洗濯機使用代 ゴミ袋代 	カットのみのみ 1500円 顔剃り込み 2000円 車1台 1500円/月 バイク 1000円/月 自転車 500円/月 付添い代 時間 400円/15分 随時 2000円/月 500円(60号100枚入)

サービスの提供に要する費用・生活費・居住費が減額対象になる場合について	入退去日が月途中の場合	サービスの提供に要する費用・生活費・居住に要する費用は日割りで算定し減額する。
	7日を超えて、疾病等の理由により医療機関等に入院の場合	入院の場合は、生活費を8日目以降から日割りで算定し減額する。 7日前までに申し出た外泊等は、1日不在とする日に限り生活費を日割りで算定し減額する。
	7日前までに外泊等による欠食を申し出た場合	サービスの提供に要する費用・居住費は、職員の配置、居室の使用をしていることから減額対象とはなりません。
	デイサービスなど居宅サービスの利用や7日前までに外出などによる1食単位での欠食を申し出た場合、生活費からその食事の食材料費のみを減額する。	朝食 200円 減額 昼食 300円 減額 夕食 200円 減額

7. 利用料金等の請求及び支払い方法について

①請求方法等	利用料金等は、毎月10日までに当月のサービスの提供に要する費用、生活費、居住に要する費用と前月の居住に係る光熱費及び居者が選定する特別なサービスの提供の費用（理髪代を除く）の合計金額を請求致します。
②お支払い方法等	請求書の内容をご確認のうえ、請求月の15日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 1 入居者指定口座からの自動引落し （群馬銀行・ぐんまみらい信用組合のみ） 2 現金支払い（ケアハウス愛楽園 窓口） お支払いの確認をしましたら、支払い方法によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。自動引落しの入居者へは、20日までに領収書をお渡ししますので必ず保管してください。

8. 協力医療機関等

医療を必要とする場合は、入居者、ご家族の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受ける事が出来ます。ただし、下記医療機関での優先的な診療、入院治療を保証する物ではありません。また下記医療機関での診療、入院治療を義務づける物ではありません。

(1)協力医院

医療機関の名称	医療法人三省会 堀江病院
院長名	堀江 健司
診療科	内科 循環器科 総合診療科 外科 消化器科 整形外科 脳神経外科 腎臓内科 精神科 皮膚科
所在地	太田市高林東町1800
電話番号	0276-38-1215
距離	5.8 km

医療機関の名称	社会医療法人鶴谷会 鶴谷病院
院長名	鶴谷 英樹
診療科	内科 循環器内科 呼吸器内科 神経内科 消化器内科 血液内科 糖尿病内科 消化器外科 整形外科 乳腺外科 血管外科 形成外科 肛門外科 脳神経外科 耳鼻科 眼科 皮膚科 歯科
所在地	伊勢崎市境百々421
電話番号	0270-74-0670
距離	7.5 km

(2)協力歯科

医療機関の名称	飯塚歯科医院
院長名	飯塚 光宏
所在地	群馬県太田市尾島町161-9
距離	1.1km

医療機関の名称	やまぎし歯科医院
院長名	山岸 理文
所在地	群馬県太田市世良田町3101-7
距離	4.6km

9. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたり、施設に入所されている、入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項について、ご協力お願い致します。

居室について	<ul style="list-style-type: none">・1階から4階に分かれております。・入居後、心身の状態に変化が生じた場合は、その状態に適した居室へ変更する場合がありますのでご了承ください。・各居室の入口には鍵が付いております。お出かけの際には必ず施錠するようお願いします。・鍵は入所の際にお渡しします。
居室内の消耗品	<ul style="list-style-type: none">・施設設備である蛍光灯、エアコンのリモコン電池等は職員にお申し出下さい。交換いたします。・その他の消耗品は各自でご準備下さい。
面会	<ul style="list-style-type: none">・面会時間 8:30～18:00・面会者は、防犯のため愛楽園事務室にある面会カードへのご記入、職員へのお声がけをお願い致します。
外出、外泊	<ul style="list-style-type: none">・外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。
飲酒	飲酒は、居室にて他の入居者のご迷惑にならないように適量でお願い致します。
喫煙	居室は禁煙になりますので、施設内の喫煙専用室で行って頂けますよう、ご協力をお願い致します。
物品管理	<ul style="list-style-type: none">・当施設に持込まれる物品は、ご本人の自己管理を原則としています。・高額な現金や宝飾品等の貴重品の持ち込みはお断りさせていただきます。・紛失された場合は、当施設では責任を負うことができませんのでご了承ください。

動物飼育	・当施設内において、ペットの持ち込み、飼育はできません。
迷惑行為等	・騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 ・他の入居者の居室へは無断で入らないようお願いいたします。
掲示等	・行事報告として、行事中の入居者が写った写真を掲示、ホームページ、パンフレットによる公開、クラブ活動の一環として作成物を公開させて頂く場合がございます。写真撮影について希望されない方は、事前に申し出頂きますよう、お願い致します。
贈答等	・他の入居者にお菓子などを差し上げる場合は、食事制限やカロリー制限がある方もおられますので、職員にご相談下さい。 ・職員へのお心付けは一切いただいておりませんので、ご了承下さい。
宗教・政治活動	・信教の自由は保証されています。 ・施設内で、他の入居者への宗教活動・政治活動等は、ご遠慮ください。
施設、設備の使用上の注意	・居室及び共有施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。 ・故意に、または、わずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設、設備を破損したり、汚したりした場合には、入居者の自己負担により原状に復旧して頂くか、相当の代価をお支払い頂く場合がございます。

10. 衛生管理等

- ① 当施設では、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

11. 緊急時の対応方法について

入居者の緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、かかりつけ医との連携方法や診断を依頼するタイミング等、入居者の急変等に備える為の対策方針を定めると共に、入居者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12. 事故発生時の対応方法について

入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、群馬県、入居者の家族、入居者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当施設が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、当施設は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保 険 名	社会福祉施設総合損害補償 「しせつの損害補償」

1 3. 非常災害時対策

① 非常災害時の対応

別途定める非常災害対応マニュアルに従い対応を行います。

② 平常時の訓練

年2回以上の日中、及び夜間を想定した非常災害時の訓練を実施致します。

年1回の風水害を想定した非常災害時の訓練を実施致します。

1 4. 苦情の受付

(1) 当施設における苦情の受付

① 当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

窓口担当者	生活相談員 川田 百合子 介護職員 新井 智子
解決責任者	施設長 大澤 敏明
ご利用時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
ご利用方法	電話 0 2 7 6 - 5 2 - 5 0 0 2
	FAX 0 2 7 6 - 5 2 - 5 0 0 3
ご意見箱	事務室受付に設置

② 行政機関その他苦情受け付け機関

太田市役所 長寿あんしん課 0 2 7 6 - 4 7 - 1 9 3 9

群馬県国民健康保険団体連合会 0 2 7 - 2 9 0 - 1 3 2 3

1 5. 秘密の保持と個人情報の保護について

入居者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>ア 施設は、入居者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>イ 施設及び職員は、サービス提供をする上で知り得た入居者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>エ 施設は、職員に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。</p>
------------------------	--

個人情報保護 について	<p>ア 施設は、入居者から予め文書で同意を得ない限り、サービスの提供以外の目的で個人情報を用いません。また、入居者の家族の個人情報についても同様とします。</p> <p>イ 施設は、入居者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>ウ 施設が管理する情報は、入居者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示にかかる複写料は別途必要）</p>
----------------	---

16. 虐待の防止について

当施設は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおりの必要な措置を講じます。

- ・ 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- ・ 成年後見制度の利用を支援します。
- ・ サービス提供中に、当該施設職員または擁護者（入居者の家族等、現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる、入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。その場合、当施設は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

17. 身体拘束の防止について

当施設では、入居者または他の入居者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の行動制限は行いません。緊急やむを得ない場合は次の3つの要件を全て満たしていると判断された場合に限りです。

① 切迫性	入居者本人、または他の入居者の生命、または身体が危険に晒される可能性が高い事
② 非代替性	その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がない事。
③ 一時性	その他の行動制限が、一時的なものである事。

その後、入居者本人や、ご家族に対して、身体拘束の内容・理由・拘束の時間や期限を明記した文書をもって、説明と同意を頂きます。また、身体拘束を行っている期間でも定期的に見直しを行い、それを記録として残します。また、年間研修に身体拘束についての研修を取り入れ、身体拘束を防止出来るよう取り組みます。

18. サービス提供の記録

- ① 当施設では、入居者に提供するサービスの状況に関する記録を行い、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 入居者は、事業者保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

19. 契約の終了について

当施設では、契約の終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続して当施設をご利用頂けますが、下記の事項に該当するに至った場合、当施設との契約は終了します。

- ・ 入居者が死亡された場合。
- ・ 入居者が退所を希望する日の7日前までに「退居届」を提出しこれを受理した場合。
- ・ 施設は、入居者が次の内容に該当したときは、30日間の予告期間において入居契約を解除し、入居を取り消すこととなります。
 - (1) 定められた入居者の条件に関して、虚偽の届出を行って入居した場合。
 - (2) 利用料の認定にあたり提出した書類に、虚偽の事項を記載し申告した場合。
 - (3) 正当な理由なく、利用料及びその他の費用の支払いを怠り、その滞納額が2ヶ月分に達した場合。
 - (4) 施設の承認を得ずに、施設建物及び付帯設備等の造作、模様替えを行い、かつ、求められても原状回復に応じない場合。
 - (5) 介護等を要する状態となり、施設での生活が著しく困難であると認められ、介護保険法に定める各種居宅サービス等を利用しても日常生活の維持ができず、必要な介護等を受けることができない場合。
 - (6) 金銭管理及び各種サービスの利用について、自分で判断することができない状態になった場合。
 - (7) 精神的、身体的な疾患等により、他の入居者の生活や健康に重大な影響を及ぼす恐れがある場合。
 - (8) 共同生活の秩序を著しく乱し他の入居者に迷惑をかけ、求められても改善に応じない場合。
 - (9) 病気療養などで3か月以上居室を不在とする場合。
 - (10) その他、運営規程、入居契約の条項及び入居者心得に定める諸規定に違反し、施設の指示、指導に従わない場合。

20. 居室の明け渡しについて

- ① 入居者の所有物は、全てお引き取り頂きます。
- ② 所有物の引き取り完了日を退所日とします。